

答申 第 93 号
平成 24 年 1 月 25 日

財 務 大 臣
安住 淳 殿

関税等不服審査会
会長 水野 忠恒

答 申 書

平成 23 年 11 月 30 日付財関第 1356 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく関税の過少申告加算税の賦課決定処分に対する審査請求②につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

A 出張所長 B 税関 A 出張所長

本件処分 A 出張所長が平成 22 年 8 月 10 日付で行った法第 8 条第 2 項
の規定に基づく関税の過少申告加算税賦課決定処分

意 見

A 出張所長が行った本件処分の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが相当である。

理 由

1. 事案の概要

- (1) 審査請求人は、C国のD社から、品番「E」及び品番「F」のGを継続して輸入していた。審査請求人は、このGに75～85%の割合で含まれている「H」の割合をもって石油及び歴青油の含有量（以下「石油分」という。）と認識し、当該Gが関税率表第2710.19号の2に該当するものとして、A出張所長に対して、〇%の関税率を適用して輸入（納税）申告を行い、同申告は許可されていた。
- (2) 平成22年6月15日、審査請求人は、D社を仕出人として、C国から本邦に到着した「E」及び「F」のG（以下「本件貨物」という。）を関税率表第2710.19号の2に該当するものとして、A出張所長に対して輸入（納税）申告（関税率〇%。以下「本件輸入申告」という。）を行った。
- (3) 同月17日、A出張所長は、B税関A出張所通関部門（以下「A出張所通関部門」という。）に対して本件貨物についての審査検査の指示を出し、A出張所通関部門は、本件輸入申告の内容が正しいかどうかを確認するため、本件貨物に対し検査を実施し、本件貨物から分析試験のための見本（「E」及び「F」から各約〇ml）を採取した。A出張所長は、同日、本件貨物に対し、事後審査扱いによる輸入許可を行い、A出張所通関部門は、B税関業務部分分析部門（以下「業務部分分析部門」という。）に対し、当該採取した見本を送付の上、分析試験（以下「分析試験1」という。）を依頼した。
- (4) 平成22年7月15日、業務部分分析部門は、税関分析法に準じた方法による分析試験1を終了し、本件貨物の石油分が、「E」は95.3%及び「F」は95.5%であるという分析試験1の結果をA出張所通関部門に通知した。
- (5) 同月20日、A出張所通関部門は、分析試験1の結果を踏まえ、本件貨物が関税率表第2710.19号の2に分類されるものではなく、関税率表第2710.19号の1（関税率〇%）に分類されるものであるとする事後審査の結果について、通関業者に口頭で伝えた。その後、当該事後審査の結果については、通関業者により審査請求人に伝えられた。
- (6) 同年8月3日、審査請求人は、通関業者を通じて、A出張所長に対し、本件輸入申告に係る本件貨物の関税率表第2710.19号の2を関税率表第2710.19号の1に変更する修正申告を行った。
- (7) 同月10日、A出張所長は、審査請求人に対し本件処分を行った。
- (8) 同年10月1日、審査請求人は、本件貨物に含まれている「H」の割合は、いずれも70%以上95%未満であるから、本件貨物が関税率表第2710.19号の2に分類されることは明らかであり、A出張所長が行った本件処分には、その前提において事実の誤認があるとして、B税関長に対して本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- (9) 同年11月17日、B税関長は、審査請求人による異議申立てに対して、本件処分は適法に行われたものであるとして、棄却の決定を行った。
- (10) 同年12月17日、審査請求人は、上記(9)のB税関長の決定を不服として、審査庁に対して本件処分について審査請求を行った。

- (11) 平成 23 年 1 月 12 日、審査庁は、B 税関長に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「審査法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、提出期間を同月 26 日までと定めた上で弁明書の提出を求めた。同月 26 日、B 税関長は、審査庁に対し、弁明書を提出した。
- (12) 同年 1 月 21 日、業務部分析部門は、本件貨物から採取した見本について、税関分析法による分析試験（以下「分析試験 2」という。）を終了し、本件貨物の石油分が、「E」は 95.6%及び「F」は 95.3%であるとの結果を得た。
- (13) 同日、B 税関長は関税中央分析所長に対して、本件貨物から採取した見本についての分析試験を依頼した。同年 5 月 10 日、関税中央分析所は、税関分析法による分析試験（以下「分析試験 3」という。）を終了し、本件貨物の石油分が、「E」は 95.2%及び「F」は 95.3%であるとの結果を得た。
- (14) 平成 23 年 2 月 2 日、審査庁は、審査請求人に対し、審査法第 22 条第 5 項本文の規定に基づき上記（11）の弁明書の副本を送付するとともに、審査法第 23 条の規定に基づき、反論書の提出期間を同月 28 日までと指定する通知を行った。
- (15) 同月 25 日、審査請求人は審査庁に対し、反論書を提出した。
- (16) 同年 4 月 1 日、審査庁は審査請求人に対し、審査法第 26 条ただし書の規定に基づき証拠書類等の提出期間を同月 18 日までと指定する通知を行った。
- (17) 同月 1 日、審査庁は B 税関長に対し、審査法第 28 条の規定に基づき関係資料の提出を要請し、同月 19 日及び同年 5 月 24 日、B 税関長は審査庁に対し関係資料を提出した。
- (18) 同年 6 月 7 日、審査庁は、B 税関長に対し、審査法第 22 条第 1 項の規定に基づき、提出期間を同月 26 日までと定めた上で弁明書の提出を求めた。
- (19) 同月 17 日、B 税関長は、審査庁に対し、弁明書を提出した。
- (20) 同月 20 日、審査庁は、審査請求人に対し、審査法第 22 条第 5 項本文の規定に基づき上記（18）の弁明書の副本を送付するとともに、審査法第 23 条の規定に基づき、反論書の提出期間を同年 7 月 8 日までと指定する通知を行った。
- (21) 同年 7 月 8 日、審査請求人は審査庁に対し、反論書を提出した。

2. 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によれば、審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求人が行った修正申告について

イ 平成 22 年 7 月頃に A 出張所長から通関業者を通じて連絡があった際、ごく簡単な分析試験 1 の結果しか伝えられなかったため、審査請求人は、速やかに、分析試験 1 の結果やその内容の詳細を開示するよう通関業者を通じて A 出張所長に求めた。

ロ 他方、A 出張所長は、通関業者を通じて、審査請求人に対し、修正申告を行うよう求め、修正申告を行わないのであれば、輸入許可は出せない旨通知してきた。そのため、審査請求人は、分析試験 1 の方法やその結果の詳細を知らされず、その正当性を検証する機会も与えられないまま、

同年8月3日に修正申告を行った。

ハ 当該修正申告を、「自らの自由な意思に基づく判断」とする処分庁の主張は、到底受け入れられない。

(2) 業務部分分析部門の行った分析の正当性について

イ 審査請求人は、B税関からの指摘を受けて、改めて本件貨物の製造者であるD社に問合せを行ったところ、詳細な配合割合は営業秘密に該当するため開示はできないが、「H」の割合が95%以上ということはあり得ず、税関による検査結果が誤りではないかとの回答を得た。

ロ そこで、平成22年8月に、審査請求人は、石油製品の試験及び分析を行っている第三者機関であるIに対して、本件貨物と同一の品番のGの成分の分析を依頼した。その結果、当該Gに含まれている「H（及びP）」の割合は、Eが91.2%、Fが89.4%と、いずれも70%以上95%未満であるとの結果が出た。

ハ B税関長の平成23年6月17日付弁明書によれば、そもそも本件処分の端緒となった平成22年7月15日終了の業務部分分析部門が行った分析試験1は、税関分析法に定めるとおりに行ったものではないことが明らかとなった。

すなわち、税関分析法によれば、前処理法Ⅱ（ゴム膜透析法によるポリアクリル酸エステル及び塩基性金属スルホネートの分離）と連続溶出カラムクロマトグラフィーによる石油分の定量は別工程として行うこととされているにもかかわらず、これを同一工程で行い、また、連続溶出カラムクロマトグラフィーに用いる充填剤は「シリカゲル又はアルミナ50g」とされているにもかかわらず、「シリカゲル50グラム及びアルミナ約3グラム」を使用したものであり、重大な分析手法の違背が明らかとなった。

異議決定の理由においてB税関長は、「当該分析は、・・・分析法として公表され、税関において確立された上記定量分析法に基づいて、本件貨物から直接採取した見本に対する分析であることから、その結果は妥当なものであると判断できる。」と述べ、あるいは平成23年1月26日付弁明書において「本件貨物に対して行われた分析は、・・・税関分析法に基づくものである」と述べるが、その主張自体事実と反するものである。

業務部分分析部門が行った検査は、その分析内容の一端が開示されるだけでも上記のような重大な分析手法の違背が明らかとなっており、具体的な分析方法を開示することがない一方で、業務部分分析部門が行ったというだけで分析試験1が正当であるとする処分庁の主張には何らの合理性もないことが端的に示されたというべきであり、処分の正当性を裏付ける証拠を速やかに提出するべきである。

仮に、業務部分分析部門が行った分析試験1の手法及びその結果に対して上記のような疑問点が存するにもかかわらず、分析試験1に関する情報を開示しないとすれば、原処分の正当性は何ら証明されたとせず、原処分は取消しを免れない。

ニ さらに、処分庁は、平成22年7月15日終了の分析試験1、同年10月29日

終了の分析試験、平成23年1月21日終了の分析試験2のいずれも石油分が95%以上であるから、分析試験が正当であると主張する。

しかし、上記3回の業務部分析部門が行った分析試験は、分析試験者、分析試験日時、分析試験回数・使用機器等の具体的な分析試験の方法、検出された添加物量の詳細等、具体的な内容が何ら分からないものであり、審査請求人は、適正な分析試験がなされたかどうかについて確認することができない。誤った分析試験の方法に則って行われた分析試験がいずれも同一の結果を示すことは十分に考えられるのであるから、分析試験が正当であると主張するためには、その分析試験の内容の詳細を明らかにする必要がある。

また、分析試験の結果を見ても、B税関長が提出した資料によれば、業務部分析部門が行った3回の分析試験の結果中でも最大0.4%の分析試験の結果の差が生じている。潤滑油中の石油分の割合測定は、潤滑油を構成する複数の成分をゴム膜や吸着剤を用いて分離するものであり、また、その測定対象は100分の1グラム、1000分の1グラムという微細な単位であることから、一定の測定誤差が生じることは不可避である。平成22年7月15日終了の分析試験1において、本件貨物の石油分はわずか0.5%及び0.3%だけ基準値を上回ると分析されたが、仮に0.数%の測定誤差があったとすれば、本件貨物の石油分は基準値を下回る。

原処分の端緒となった分析試験1の結果が正しく誤差を排除したものであるか（誤差を除去する程度のN数で分析されたか、異常値がなかったか等）は現在までの情報からは判別がつかず、現状では分析試験1の結果が正しいとは到底認められない。

ホ また、平成23年6月17日付弁明書によれば、関税中央分析所による分析試験3の結果を原処分の正当性を裏付けるものとしている。その分析能力の高さについては判断材料がないが、そもそも関税中央分析所の分析試験3には致命的な欠陥があり、これを判断の根拠とするのは不適切である。

すなわち、関税中央分析所の分析試験3が終了したのは同年5月10日であり、試料採取から約11か月が経過している。また、その間の分析試験のサンプルの保管状態については何らの証拠も説明もなく不明である。したがって、関税中央分析所が分析試験3をした対象が、正しく本件貨物の通関時の性状どおりのもので変化がなかったかどうかは不明であり、その分析試験3が本件処分の適否を判断する材料とすることはできないというべきである。

また、上記資料においては、分析試験3に従事した者の氏名や使用された機器の種類・状態等の記載がないほか、一部のデータについてはマスキング処理が施されているなどの問題点がある。

したがって、関税中央分析所による分析試験3は、審査請求人がその正当性を事後的に検証するには不十分なものといわざるを得ず、原処分の正当性を裏付けるものとは到底言えない。

ヘ 他方、D社は審査請求人が輸入するGの製造者であり、化学品の分類

及び表示に関する世界調和システム及びC国〇法に基づき、当該Gの成分について正確な内容の資料を作成する義務を負っている。したがって、その記載に虚偽や誤りが含まれていることはまず考えられない。資料に虚偽記載があった場合、D社は、刑事処分もしくは行政処分を受けたり、損害賠償請求をされたりする可能性があるものであり、その記載内容についてD社が負っている法的責任に鑑みれば、もとより相当高度の信頼性を有していると考えるのが相当である。

ト Iは、審査請求人とは何ら利害関係を有していない第三者であり、審査請求人が輸入するGと同種の石油製品の試験・分析を専門に行っている機関であり、その検査結果に虚偽や誤りが含まれていることも考えられない。

チ よって、不利益を受ける者が事後的に確認できない手続によって関税率の変更がなされるということ自体、本件手続の適正性に疑義のあるところであるが、それを措いて製造者の資料やIによる検査結果と合わせて考えても、B税関の行った検査に何らかの誤りがある可能性は否定できないというべきである。

リ 以上のとおり、本件Gに含まれている「H（及びP）」の割合は、いずれも70%以上95%未満なのであるから、これが関税率表第2710.19号の2に該当することは明らかであり、適用される関税率も〇%であるはずである。したがって、審査請求人が行った、関税率を〇%とする本件輸入申告は、税額を過少に申告したものではなく、A出張所長が行った本件処分には、その前提において事実の誤認がある。

(3) Iによる再分析の結果について

イ 平成22年12月、審査請求人は、Iに対し、処分庁が分析を実施したと主張している、輸入申告日が同年11月4日のサンプルと同一のサンプルの分析を依頼した。

ロ その結果、Eについては「H（及びP）」量が94.0%、Fについては「H（及びP）」量が94.2%と、いずれも石油分が95%を下回っているとの結果が出た。

ハ よって、かかる再分析の結果からも、処分庁の分析結果に何らかの誤りがある可能性が明らかになったといえる。

3. 当審査会の判断

上記審査請求人の主張に対する当審査会の考え方は以下のとおりである。

(1) 過少申告加算税について

イ 輸入貨物に係る過少申告加算税は、法第12条の2第1項の規定に基づき、輸入貨物に係る納税申告があった場合で、修正申告又は更正があったときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に対して課すこととされている。

ロ しかし、修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正が

あるべきことを予知してされたものでないときは、法第12条の2第4項の規定に基づき、同条第1項の規定は適用されず、過少申告加算税は課されないこととされている。

ハ また、過少申告加算税が課される場合であっても、修正申告又は更正に係る納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、その修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、法第12条の2第3項の規定に基づき、納付すべき税額から、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額を控除して、過少申告加算税を課することとされている。

ニ そこで、本件処分について、上記各規定の適用を踏まえて検討する。

(2) 法第12条の2第1項の規定の適用について

イ 法第12条の2第1項の規定に基づく過少申告加算税は、当初の申告における税額が過少であった事実があれば、原則として当該過少申告を行った納税義務者に対し課されるものである。

ロ 本件において、審査請求人は、平成22年6月15日に本件貨物について、関税率表第2710.19号の2（関税率〇%）を適用して計算した税額を申告した事実及び同年8月3日に関税率表第2710.19号の1（関税率〇%）を適用して税額を計算し、過少となっていた税額について修正申告をした事実が認められる。

ハ よって、過少申告加算税を課することとされる納付すべき税額が、修正申告に基づき生じたという事実が認められ、法第12条の2第3項又は第4項の規定の適用がない限り当該納付すべき税額に対して過少申告加算税が課されることとなる。

ニ なお、審査請求人は、修正申告を行った経緯に関し、A出張所長が「修正申告を行わないのであれば、輸入許可は出せない旨通知してきた。」とし、自発的な修正申告ではなかった旨を主張しているが、A出張所長は同年6月17日に既に「事後審査扱い」にて輸入許可を行い、審査請求人はすぐに本件貨物を引き取った事実が認められるから、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 法第12条の2第4項の規定の適用について

イ 次に、本件において法第12条の2第4項の規定が適用されるかどうかについて検討する。

ロ 法第12条の2第4項の規定は、「修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないとき」に適用される。

ハ ここで、「更正があるべきことを予知してされたものでないとき」について、同趣旨である国税通則法（昭和37年法律第66号）の規定に関し、東京高裁昭和61年6月23日判決等において、「税務職員がその申告に係る国税についての調査に着手してその申告が不適正であることを発見するに足るかあるいはその端緒となる資料を発見し、これによりその後調査が進行し先の申告が不適正で申告漏れの存することが発覚し更正に至る

であろうということが客観的に相当程度の確実性をもって認められる段階に達した後に、納税者がやがて更正に至るべきことを認識したうえで修正申告を決意し修正申告書を提出したものでないこと、言い換えれば右事実を認識する以前に自ら進んで修正申告を確定的に決意して修正申告書を提出することを必要とし、かつ、それをもって足りると解すべきである。」と判示されている。

ニ 本件においては、上記1.(3)～(5)で述べたとおり、平成22年7月20日にA出張所通関部門は本件貨物について実施した分析試験1の結果を踏まえた事後審査の結果を通関業者に伝えており、その後の同年8月3日に、上記1.(6)で述べたとおり、審査請求人は通関業者を通じて、修正申告を行った事実が認められる。

ホ このような事実を照らせば、審査請求人は、A出張所通関部門が本件輸入申告に係る関税についての調査に着手し、その申告が不適正であることを発見しており、修正申告をしなければやがて更正がなされるであろうことを認識した上で修正申告を行ったものと認められる。

ヘ よって、本件修正申告について、法第12条の2第4項に規定する「更正があるべきことを予知してされたものでないとき」とは認められないことから、同項の規定の適用はないと解するのが相当である。

(4) 法第12条の2第3項の規定の適用について

イ 次に、本件において法第12条の2第3項の規定が適用されるかどうか、すなわち、納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、その修正申告又は更正前の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがあるかどうかについて検討する。

ロ 「正当な理由があると認められるものがある場合」について、法第12条の2第3項と同趣旨である国税通則法第65条第4項の規定に関し、最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決等において、「過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な納税申告の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置」であって、この趣旨に照らせば、正当な理由があると認められる場合とは、「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。」と判示されている。

ハ 本件において審査請求人の当初申告が過少となったのは、本来、分類決定は、本件貨物であるGに含まれる石油分の全体をもって判断すべきところを、審査請求人はこれを誤り、D社から入手した資料に記載された「H」のみの割合をもって判断したことによるものと認められる。

ニ そもそも分類決定に当たっては、関税率表の規定に照らし、同表適用上の所属区分を決定するに足る十分な情報が必要である。つまり本件にあっては、関税率表第2710.19号の1に規定する「石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。」

にいう「石油及び歴青油」の重量割合が基準となる。

ホ 本件貨物については、D社作成の資料によれば、「H」のみならず添加剤が含まれているのであるから、「石油及び歴青油」の重量割合の決定のためには、「H」の重量のみならず、添加剤に含まれる石油分の重量をも加算することが必要であることは明白である。にもかかわらず、審査請求人はこれを正しく理解せず、D社作成の資料の「H」のみの割合が当該規定の「石油及び歴青油」の重量割合に当たるものと誤解して本件貨物が関税率表第2710.19号の2に該当するとして申告したものと認められる。

ヘ このような事情を踏まえれば、当初申告に係る税額が過少となったことについては、「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合」とは認めることはできず、法第12条の2第3項に規定する「正当な理由がある」とは認められない。

(5) 分析試験に係る審査請求人の主張について

イ 審査請求人は、本件処分取消しを求めるに当たって、業務部分析部門による分析試験1の方法及び結果の正当性につき疑義を呈し、D社作成の資料及びIによる成分分析試験の結果こそが正当であるから、それに基づいて行った平成22年6月15日の関税率表第2710.19号の2（関税率〇%）の申告は過少申告ではないと主張する。そこで、これらの審査請求人の主張について以下のとおり検討する。

ロ 業務部分析部門による分析試験1に関する主張について

① 審査請求人は、本件貨物について業務部分析部門が行った分析試験1について、(i)前処理法Ⅱと連続溶出カラムクロマトグラフィーによる石油分の定量とを別工程ではなく同一工程で行ったこと、(ii)連続溶出カラムクロマトグラフィーに用いる充填剤として「シリカゲル又はアルミナ50グラム」ではなく「シリカゲル50グラム及びアルミナ約3グラム」を使用したことを理由として重大な分析手法の違背が明らかとなった旨、また、(iii)分析試験1の結果が正しく誤差を排除したものであるかは現在までの情報からは判別がつかず、現状では分析試験1の結果が正しいとは到底認められない旨、を主張している。しかしながら、以下の通り、審査請求人のかかる主張はいずれも失当である。

(i) について

審査庁からの求めに応じ、平成23年4月19日付でB税関長から提出された資料によれば、分析試験1が採用した分析方法は税関分析法に準じた方法によるものであったことが認められる。同分析方法は、前処理法Ⅱと連続溶出カラムクロマトグラフィーによる石油分の定量とを別工程ではなく同一工程で行うものであり、分析時間を約10時間短縮しつつ、税関分析法と同等の試験結果を得られる簡便な方法として、税関実務において実施している分析方法である。

かかる簡便な方法を選択することは、税関分析法自体において認めるところである。すなわち、税関分析法の総則においては、税関分析法は「標準的な分析手法」を規定したものであり、この分析法に規定されている物件又は項目について、分析試料の量が極端に少

ないためこの分析法が適用できない場合など「やむを得ない理由でこの分析法が適用できない場合」や、測定値が関税率表の分類基準に係る数値から大きく外れることが予想されるために簡便法を採用する場合など「行政効率の観点から他の分析法を採用する場合」には、この標準的な分析法とは異なる分析法を採用することができる定められている。増大する行政需要への迅速・適正な対応を求められる現場において簡便な方法によって対応できるものとするのは応分の理があり、税関分析法に完全に即したものでなかったことをもって直ちにその分析試験の正当性に問題があるということにはならないのは当然である。

そこで本件について検討するに、審査請求人は、本件輸入申告に際し、本件貨物について「H」の割合が75%～85%であると述べており、本件貨物の関税率表の分類基準に係る数値である石油分95%から大きく外れることが予想される状況にあったことが認められ、その状況において業務部分析部門は本件貨物の分析試験1について上記の簡便な方法をとったことは、むしろ、税関分析法に則ったものであり、これをもって「重大な分析手法の違背」と主張する審査請求人の主張は失当である。

(ii)について

分析試験1は、税関分析法に準じた方法によって行われたものである。税関分析法の「試験方法の概略」には、「試料中に存在する添加剤に応じてシリカゲル又はアルミナを選択する。」と記載されている。よって、(ii)連続溶出カラムクロマトグラフィーに用いる充填剤として「シリカゲル又はアルミナ50グラム」ではなく「シリカゲル50グラム及びアルミナ約3グラム」を使用したことは、かかる税関分析法に則ったものであって、これをもって「重大な分析手法の違背」と主張する審査請求人の主張は失当である。

(iii)について

審査請求人は、「分析試験1の結果が正しく誤差を排除したものであるか」不明であると主張する。しかしながら、上記(i)のとおり、分析試験1が採用した簡便な方法は、税関分析法と同等の試験結果が得られるものとして実施されている試験方法である。また、上記(i)及び(ii)のとおり、分析試験1は、税関分析法により認められた分析方法によってなされたものである。

検証のために行われた分析試験2及び分析試験3については、税関分析法どおりに行われているところ、その試験の方法及び結果の適正性に問題があるとは認められないが、これらの試験結果においても、本件貨物の石油分はいずれも分析試験1とほぼ同一の数値であり、また、いずれの分析試験の結果も石油分が95%を超えていた事実が認められる。

従って、審査請求人の(iii)の主張も失当であることは明らかである。

このような事実を照らせば、本件貨物について、業務部分析部門が採用した方法による分析試験1が不当なものであったとは認められな

い。

- ② また、審査請求人は、業務部分析部門の分析試験1及び分析試験2について、分析試験者、分析試験日時、分析試験回数、使用機器等の具体的な試験の内容が何ら分からないものであり、適正な分析試験がなされたかどうかについて確認できないことを主張している。

しかし、処分庁は、本件処分をするに当たって、そもそも分析試験者等を公表する義務を負っておらず、また、当該内容を公表しないことにより分析試験の結果に何らかの影響があると解することはできない。

よって、分析試験1に関する審査請求人の主張はいずれも失当である。

ハ 関税中央分析所による分析試験3に関する主張について

- ① 審査請求人は、関税中央分析所の分析試験3には、本件貨物の通関時の性状どおりのもので変化がなかったかどうか不明であることなどから致命的な欠陥があり、これを判断の根拠とするのは不適切であると主張する。

この点について検討するに、D社作成の資料によれば、本件貨物は、熱、光等に対して安定であり、また、常温・常圧の条件下において安定である旨の記述があるとともに、保管上の上限温度が摂氏45度である旨の記述がある。

このように本件貨物の常温・常圧の条件下における安定性が示されていることに加えて、業務部分析部門及び関税中央分析所においては、分析試料を室温又は冷温によって保管することが常態であることを踏まえると、本件貨物はその安定性を損なう状態に置かれていたとは考え難い。

また、税関分析法においては、揮発分について調整（加算）する規定が明記されているところ、分析試験1、分析試験2及び分析試験3においていずれも揮発分がなく、それらの試験結果における石油分はほぼ同一の数値であったことが確認できる。

これらを踏まえると、関税中央分析所が分析試験3を行う時点において、通関時における本件貨物の性状からの変化はなかったものとして本件処分の適正性について判断することが相当と解される。

- ② また、審査請求人は、開示された分析試験3の情報において、(i)分析試験3に従事した者の氏名や(ii)使用された機器の種類・状態等の記載がないほか、(iii)一部のデータについてはマスキング処理が施されているなどの問題点があることから、同分析所の分析試験3は、原処分の正当性を裏付けるものとは到底言えないと主張している。しかしながら、以下の通り、審査請求人のかかる主張はいずれも失当である。

(i) について

処分庁は、本件処分をするに当たって、分析担当者名を公表する義務を負っておらず、また、分析担当者名を公表しないことにより

分析試験の結果に何らかの影響があると解することはできない。

(ii)について

税関分析法は関税中央分析所ホームページにおいて公開されており、当該分析方法自体において、分析に使用する器具や状態が記載されている。従って、分析試験3において関税中央分析所が税関分析法を採用した旨が明記されている以上、さらに使用する器具や状態等を記載する必要はない。よって、審査請求人の主張は失当である。

(iii) について

B税関長が平成23年6月17日付弁明書に添付した関税中央分析所が行った分析試験3に係る分析試験成績書にマスキング処理を施した部分は、分析担当者名及びゴム膜に残った物質の定性分析試験の結果に関するものである。分析担当者名に関しては(i)に述べたとおりである。更に、ゴム膜に残った物質は、石油以外の添加物であり、その定性分析試験の結果についても、本件分類決定の基準である貨物に占める石油分の割合に影響を与えるものではない。なお、本件においては、輸出者の作成した本件貨物の資料において、添加物の定性については「Confidential」(機密)と記載しており、輸入者に対して開示されていないため、分析試験3においてはゴム膜に残った物質の定性分析試験の結果にマスキング処理を施したものであることが認められる。

よって、当該マスキング処理はいずれも、本件処分の適法性の判断及び分析試験の結果に影響を与えるものではないことから、この点についての審査請求人の主張も失当である。

③ 以上のとおりであるから、関税中央分析所による分析試験3に係る審査請求人の主張はいずれも失当である。

ニ 審査請求人による分析結果に関する主張について

審査請求人は、本件貨物に係る主張の根拠として、(i)製造者作成の資料による成分情報及び(ii)Iによる成分分析試験の結果を挙げ、本件貨物が石油分95%以下であることを主張している。

(i) について

製造者作成の資料においては、前述したように、添加剤に含まれる石油分についての記載はなく、「H」の割合が95%以下であるから、本件貨物は関税率表第2710.19号の1に規定する「石油及び歴青油」に分類されるものではないとする審査請求人の主張が誤っていることは上記(4)で述べたとおりである。

(ii)について

Iによる成分分析試験には、「試料名:GF GE」と記載されているのみである。この点について、審査請求人代理人弁護士は、平成22年10月22日B税関業務部税関訟務官に対する電話連絡において

「Iに出したサンプルにつきましては、品番と種類については同じものでしたが、6月17日に輸入許可されたものではありませんでした。ロット番号を確かめておりませんので、いつ輸入したものかについても分かりませんでした。」と回答しており、審査請求人は、Iによる成分分析試験は、本件貨物そのものを試験したものではないことを認めている。このように、審査請求人は、平成22年6月17日に事後審査扱いによる輸入許可を受けて直ちに本件貨物を引き取ったのであるから、Iによる成分分析試験を本件貨物そのもので実施することが可能であったのにもかかわらず、本件貨物の試験結果を提出せずに(ii)の主張をしているにすぎない。

また、上記電話連絡において審査請求人代理人弁護士は、Iによる成分分析試験について、「関税中央分析所が公表している分析方法との相違についてですが、(略)まず前処理法Iの分別沈殿法によるポリイソブチレンの分離は、行っていないとのことです。(略)使用した溶剤としては、石油エーテルとヘキサン、トルエン、エチルエーテルの3種類を使っております。関税中央分析所が公表している分析法では、石油エーテルとなっている点が異なります。」と回答しており、審査請求人は、Iによる成分分析試験が、関税中央分析所が公表している標準的な分析試験の方法に従って行われたものではないことを認めている。

このように、Iによる成分分析試験は、当該分析試験の対象が本件貨物そのものではなく、また、関税中央分析所が公表している分析試験の方法に従って行われたものでもないこと等を踏まえると、Iによる成分分析試験の結果に係る審査請求人の主張(ii)もまた失当であることは明らかである。

ホ 以上のとおり、業務部分分析部門による分析試験1の方法及び結果は不当とは認められず、また、審査請求人のいずれの主張も採用できない。

(6) 結論

以上から、審査請求人の主張は採用できず、また、本件処分は適正に行われたものと認められることから、本件審査請求を棄却することが相当である。

以上